



# 新ひだか町集中改革プラン

行財政改革推進による将来の  
強固な財政基盤づくり

新 ひ だ か 町

平成19年3月

## 目次

第1章 基本的な考え方	
1 集中改革プラン策定の趣旨	3
2 社会的背景	3
3 基本方針	3
第2章 改革推進の期間と目標	
1 改革の期間	3
2 改革の目標	3
第3章 行財政改革への取組と個別計画の概要	
1 行政改革	
事務事業の見直し計画	3
定員管理の適正化計画	6
行政組織改編計画	7
公共施設等維持管理運営計画	8
公用車集中管理計画	11
職員意識改革推進計画	12
入札契約制度の改革推進計画	13
2 財政改革	
公債費負担適正化計画	15
人件費適正化計画	16
報酬等適正化計画	21
物件費適正化計画	23
使用料等負担適正化計画	25
負担金、補助金等適正化計画	28
税・税外収入確保推進計画	30
財政計画	33

## 第1章 基本的な考え方

### 1 集中改革プラン策定の趣旨

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において策定された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな方針」に基づき、具体的な取組を集中的に実施し、住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を作成し、公表することといたしました。

### 2 社会的背景

平成18年3月31日をもって、合併により誕生した「新ひだか町」の現状そして将来的な地方公共団体を取り巻く環境は、決して楽観的なものではなく、特に財政面においては、破綻的な国の財政状況から市町村の固有財源とされた地方交付税の大幅な削減は避けられず、一方では住民ニーズの多様化と国・道からの権限委譲などから、対応すべき行政事務は複雑多岐に及ぶことが予想されます。

このような状況の中で、合併という大きな素地を活かし、これまでの住民サービスのあり方を含め全般的な事務事業について抜本的な改革を行うことが必要となります。

### 3 基本方針

新ひだか町行財政改革大綱の次の3つの方針に基づき、具体的な対策の取組を行うこととする。

- (1) スクラップ&ビルドの徹底
- (2) コスト意識の徹底
- (3) 透明性の確保とアカウンタビリティ（説明責任）の徹底

## 第2章 改革推進の期間

### 1 改革の期間

改革の期間は、平成18年度を初年度とし、平成21年度までの4カ年の具体的な取組を設定し、計画的な実施を図ります。

### 2 改革の目標

地域や住民との相互理解のもとに行財政改革を推進し、強固な財政基盤の確立と安定した21世紀のまちづくりを目指します。

## 第3章 行財政改革への取組と個別計画の概要

### 1 行政改革

#### 事務事業の見直し計画

合併協議の中の調整方針は現状を重視した内容であり、将来を見据えた行政のあり方を検討し、限られた財源の中で真に必要な事業の選択が不可欠であり、全ての事務事業について行政評価を行います。内容的には、平成18年度事業をベースに平成19年度事業を事前評価する手法と、各事業の緊急性、必要性、費用対効果など、あらゆる角度から検証し、客観性をもった事業評価を実施します。

部 名	件数	対象外	評価 件数	H18		H19事業費		H19 事業費		削減率
				予算額	うち一般財源	第1次評価	うち一般財源	第3次評価	うち一般財源	
総務企画部	147	14	133	2,102,619	1,303,698	2,070,805	1,333,930	1,808,642	1,214,259	91.03%
住民福祉部	158	8	150	3,364,961	2,438,702	3,333,476	2,424,963	3,268,672	2,366,175	97.58%
健康生活部	97	4	93	661,748	563,660	861,491	565,115	849,614	562,966	99.62%
経 済 部	179	18	161	2,775,434	1,167,276	2,691,188	1,415,081	2,364,078	1,083,740	76.59%
農林水産部	154	1	153	1,156,293	320,657	1,223,810	335,759	1,155,205	247,395	73.68%
教育委員会	227	13	214	967,889	822,199	1,050,092	919,888	884,289	729,066	79.26%
合 計	962	58	904	11,028,944	6,616,192	11,230,862	6,994,736	10,330,500	6,203,601	88.69%

一般会計においては、職員給与費等及び公債費を含まない

### 主な事務事業の見直し

□表示されている金額は、一般財源となっている。

□表示されている金額は、あくまで行政評価による金額であり、平成19年度予算査定において、金額の増減がある。

#### 公有財産周辺草刈業務経費

町道、公園等周辺草刈業務を直営・一元化

29,555千円(18年度0⇒19年度29,555) **新規事業**

全町の内直営化対象分18年度予算50,774千円⇒19年度29,555千円に削減する

#### 地方税滞納整理機構負担金

日高管内の町税滞納整理を専門的に行う

10,200千円(18年度0⇒19年度10,200) **新規事業**

#### 自主防災資機材購入

災害対応のための自主防災組織への助成

500千円(18年度1,500⇒19年度1,000)

#### 温泉バス運行事業

対象者を温泉施設へ無料送迎

10,075千円(18年度11,390千円⇒19年度1,315千円)

スクールバス等の代替運行を実施し、静内分借上料・三石地区分委託料について削減を図る

#### 地域保育所設置事業

地域保育所運営事業

7,174千円(18年度14,963千円⇒19年度7,789千円)

開所基準に満たない春立・梟舞地域保育所を閉所する

#### 歌笛出張所

3,938千円(18年度3,938千円⇒19年度0千円)

H19年度より歌笛出張所を廃止し、地域住民の行政サービスの低下を防ぐ為、歌笛郵便局内に新ひだか町行政コーナーを開設(週3回開設)する

#### 環境衛生及び衛生関係事業

ごみ処理事業

6,600千円(18年度57,697千円⇒19年度51,097千円)

収集委託料の削減及び、ごみ袋取扱店に対する交付業務委託料を8%から7%に削減

#### 成人歯科検診事業 歯周病や治療・予防等の知識の普及

257千円(18年度257⇒19年度0) **事業の廃止**

行政の指導から歯科医院での歯科検診を受診するなど個々の自己管理とすることで廃止する

#### 高齢者等住宅改修支援事業

650千円(18年度2,450⇒19年度1,800)事業費の見直し・縮小  
住宅改修を行う際に介護保険制度で定められた額を超える費用に対し、助成していた町の上乗せ事業については、平成19年度に限っては10万円とし、平成20年度からは廃止する

#### ふれあいセンター御園館運営事業

青少年の健全育成を図る多目的施設

2,158千円(18年度8,621⇒19年度6,463)開設期間の見直し・縮小  
通年開設を4月～11月開設とする(ただし、必要に応じて臨時開設できることとする)

#### 新ひだか夏まつり実施負担金

楽しみあえる行事の企画・住みよい町づくり

4,951千円(18年度12,551⇒19年度7,600)開催期間の見直し・縮小  
まつりの開催期間5日間を3日間に短縮する

#### 静内湖キャンプ場運営事業

利用者数が減少傾向にあり休止する

2,247千円(18年度2,247⇒19年度0) **事業の休止**

#### 町民休養ホーム運営事業(含む林業研修センター)

宿泊施設等の赤字額解消のため10月1日から休止事業とする

7,977千円(18年度15,835⇒19年度7,858) **事業の休止**

#### 交流施設基盤整備事業

パークゴルフ施設の新設事業(三石本桐地区)

1,400千円(18年度3,000⇒19年度1,600)現行どおり採択事業とする

変更理由⇒H19年度予定のパークゴルフ施設造成について当面休止することとした

#### 道営豊畑2期地区かんがい排水事業

かんがい排水の改良事業

4,510千円(18年度4,510⇒19年度0) **5カ年間の事業休止**

変更理由⇒5カ年間の事業休止に必要な計画変更書作成経費を計上した

#### 情報提供事業

社会教育関係事業の周知のため、「まなびの翼」を発行する

1,505千円(18年度1,505⇒19年度0) **事業の廃止** 町広報誌に統合

#### 郷土館ポイントカードの発行

利用者へのポイントカードの発行及び記念品の贈呈

20千円(18年度20⇒19年度0) **事業の廃止**

#### 水道料金(料金改定後) 料金は内税表示

改定する理由⇒ 想定される収支不足と静内地区・三石地区の不均衡是正のため

(単位:円)

用途	基本料金〔1ヶ月〕		超過料金 1mにつき	静内地区改正前料金〔用途区分は同じ〕			三石地区改正前料金			
	使用水量	料金		使用水量	料金	超過料金	用途	使用水量	料金	超過料金
家事用	10m <sup>3</sup> まで	1,680	178.5	10m <sup>3</sup> まで	1,365	157.5	一般用	5m <sup>3</sup> まで	1,840	240
団体用	10m <sup>3</sup> まで	2,310	252	10m <sup>3</sup> まで	1,890	210		6m <sup>3</sup> ～	2,460	
営業用	20m <sup>3</sup> まで	3,990		20m <sup>3</sup> まで	3,255			10m <sup>3</sup> まで		
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	12,600	126	100m <sup>3</sup> まで	10,500	105	その他	20m <sup>3</sup> まで	4,920	
臨時用	10m <sup>3</sup> まで	3,885	388.5	10m <sup>3</sup> まで	3,150	315	臨時用	1m <sup>3</sup> まで	410	410

〔 算定された合計額に10円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた金額となります。〕

増収予定額 52,850千円

**下水道料金（料金改訂後）**料金は内税表示

**改定する理由**⇒ 想定される収支不足と静内地区・三石地区の不均衡是正のため

（単位：円）

用途	基本料金(1ヶ月)		超過料金 1㎡につき	静内地区改正前料金(用途区分は同じ)			三石地区改正前料金		
	汚水量	料金		汚水量	基本料金	超過料金	汚水量	基本料金	超過料金
一般用	10㎡まで	1,680	178.5	10㎡まで	1,365	157.5	8㎡まで	1,360	170
営業 団体	小口 20㎡まで	3,360	178.5	20㎡まで	2,730	157.5			
	大口 50㎡まで	8,400		50㎡まで	6,825				
公衆浴場等	100㎡まで	3,150	29.4	100㎡まで	2,625	26.25	100㎡まで	2,500	25

〔 算定された合計額に10円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた金額となります。〕

増収予定額 42,303千円

**定員管理の適正化計画**

行政組織改編及び人件費適正化とも密接に結びつくものとして位置づけ、以下の不補充措置に対し、雇用情勢や職員の年齢層も考慮に入れた採用計画を推進します。

**計画目標**

- 定数内職員の数を、平成18年度～平成27年度までの10年間で概ね12%削減する。
- 任用を異にする嘱託職員、臨時職員についても検討することとする。

**計画策定にあたっての留意事項**

- 静内町・三石町合併協議会における審議経過として、定年退職者の欠員不補充等による職員数の純減に努め、組織のスリム化を図るとしている。
- 総務省から示された行革指針において、国家公務員の定数純減に準拠し、地方公務員の職員数の削減率を、平成17年4月から平成22年3月までの5年間で5.7%とされた。

**定員管理方針**

**削減方針**

- 定年退職者等の欠員不補充により、平成27年4月までに定数内職員数を概ね12%（一般行政職にあつては概ね20%）削減する。
- 町有施設に勤務する医療職、福祉職等の専門職にあつては、今後における施設運営のあり方が明確になるまで、原則として削減は行わない。
- 良好な職員役職階層の形成と人件費の抑制に資するため、退職手当組合の勧奨退職者制度の他、町独自の制度も創設し、その活用を進める。
- 行政組織改編によるグループ制を有効活用し、効率的かつ機動的な人員配置に努め、組織力の向上を図る。

**採用方針**

- 良好な職員役職階層の形成と将来を担う若手職員の確保、さらには地域雇用の創出に配慮し、計画期間内における退職者数の3割程度を上限とした職員採用を平成20年度から計画的に実施する。（町有施設に勤務する医療職、福祉職等を除く。）
- 本計画に基づく定数内職員の配置により不足する労働力については、最小限の嘱託職員、臨時職員等を任用し、定数内職員の補助業務等に従事させることに

より、これを補うものとする。

#### その他

□本計画は、今後における町業務の実態や町有施設のあり方等に応じ、随時見直しを行うものとする。

#### 年度別退職者及び新規採用者

(単位：人)

年	前年度退職者数	新規採用者数	職員数	
			前年数値 -	+
平成18年	24	15	4	73
平成19年	19	18	4	72
平成20年	12	5	4	65
平成21年	15	5	4	55
平成22年	12	6	4	49

1 職員数は、各年4月1日現在の数値

2 企業会計の数値を含む

3 平成17年度現在数値は482人で、5年間の定員純減は6.8%

#### 行政組織改編計画

定員管理計画と関連するが、できる限り早い時期に本庁、総合支所の最終形に辿り着く必要があるが、急ぎ過ぎると合併への不満となり、二次合併への障害ともなり得ることから、慎重に、かつ淡々と実施すべきものである。合併時の方針としては、地域自治区が10年を目途としていることから完成形は長期スパンのイメージであるが、5～7年位の計画で検討する。

#### 計画の目的

既存組織の体系、事務処理体制等を全般的に見直し、より効率的かつ機動的な行政運営を行うことができる行政組織へと改編することにより、新ひだか町における行財政運営の健全化を図ることを目的とし、町長部局及び各執行機関事務局の全てを対象として、その将来的な行政組織像を設定するものとする。

#### 計画期間

組織改編は、住民に係る急激な環境変化を避けるため、次の3段階に区分し、段階的に行政組織の改編を行うものとする。

□初期～平成19年度中に実施

□中期～平成20年度から平成22年度までの間に実施

□最終期～平成23年度から平成27年度までの間に実施

#### 合併協議会での審議経過

□定年退職者の欠員不補充等による職員数の純減に努め、組織のスリム化を図る。(これにより行政サービスの低下を招かぬよう、組織の統廃合、事務処理体制の見直し等の合理化に努める。)

□合併時同様、各庁舎には本庁組織又は支所組織(若しくは本庁組織の係員)のいずれかを配置し、町民がどちらの庁舎でも一般的行政サービスを受けることができるよう、配慮する。

□本庁業務の処理を完全に本庁組織に統合し、本庁組織のない地区には、本庁業務に関する相談窓口として本庁職員を配置する。

- 組織機構の簡素化と業務の機動性を図る観点から部制のあり方を検討する。
- 各施設については、本庁組織での管理運営を検討する。

#### 現行組織の問題点

- 組織の重複配置による業務処理速度等の低下
- 業務繁忙期における課内労働力の有効活用による業務処理体制
- 実務担当職員層の減少
- 類似業務の分散による非効率的な人員配置等

#### 行政組織改編方針

- 現行の支所組織を全て本庁組織に統合するとともに、既存組織にとらわれない効率的な組織編制（本庁組織の統廃合、類似業務の一元化処理等）にも努めることにより、行政組織のスリム化を図り、効率的かつ機動的な行政運営を行う。
- 三石総合支所を廃止し、本庁組織を静内庁舎・三石庁舎の両庁舎を活用して配置する。また、これにより組織が配置されないこととなる庁舎には、本庁職員による窓口を設置し、支所的業務を処理することにより、行政サービスの低下を防ぐ。
- 理事者から各部署への指揮命令等の迅速化、一定分野における横断的な連携体制の構築の観点から、部制による組織編制とする。
- 少ない人員で最大の効果を発揮するため、現行の課長補佐制及び係制を廃止し新たにグループ制を導入することにより、課内労働力の有効活用を図る。
- 町有施設については、利用実態等を十分に把握し、今後、町直営と指定管理者制度等の導入との比較検討を行い、最も効率的、効果的な手法を選択する。

#### 具体的組織数

- 現行 ➡ 7部、39課、106係
- 初期 ➡ 7部、35課、60グループ  
(H19) 主として管理部門、農林水産部門の統廃合
- 中期 ➡ 7部、28課、59グループ  
(H20～22) 主として経済部門、教育部門の統廃合
- 最終期 ➡ 6部、24課、58グループ  
(H23～27) 主として住民福祉部門、健康生活部門の統廃合

#### その他

- 本計画は、今後における業務処理の実態や町有施設のあり方に応じ、随時見直しを行うものとする。

#### 公共施設等維持管理運営計画

合併により既存の公共施設については、基本的に現状のまま全て新町に引き継ぐこととなったが、当該施設は老朽化が著しく建替時期を迎えている施設も少なくなく、その利用度も勘案しながら廃止等も含めた総合的なあり方を検討します。

合併により引き継いだ公共施設については、そのほとんどの施設が老朽化しており、現状の財政状況を考慮し、施設の計画的な修繕や統合・廃止を含めた検討が必要であり、新町の公共施設の総合的なあり方を検討する。

#### 取組みの基本的な考え方

- 統廃合可能な施設は統廃合する

- 民間に委託できる施設は指定管理者制度等の導入
- 遊休施設は廃止または使用希望団体に譲渡する
- 特定団体等が主として利用に供している施設は当該団体等へ譲渡する

### 1.施設維持管理

公共施設等の効率的かつ有効な維持管理をするため、主たる公共施設を次のように分類し、個別の施設ごとに今後の管理運営方式の可能性を検討する。

	分類	分類施設内容
1	直営施設	町が直接管理することが適当と判断される施設
2	統廃合対象施設	町内及び地域に同一目的を有する施設が複数存在し、利用状況や住民ニーズ、配置バランス、維持管理費用などを勘案すると統廃合することが適当と判断される施設
3	指定管理者導入対象施設	町が直接管理運営するより、民間のノウハウにより管理運営したほうが、財政的又は住民サービスの向上につながると判断される施設
4	譲渡処分対象施設	特定の団体のみの利用に供していて、町が管理運営するよりその団体に管理運営をさせることが適当と判断される施設
5	廃止対象施設	利用率が著しく低下し、公共施設としての設置意義等が薄れていると判断される施設

地区別 静内地区 三石地区  
 構造別 鉄筋コンクリート造に類する建物 (耐用年数47年)  
 鉄骨、ブロック造に類する建物 (耐用年数38年)  
 その他木造程度の建物 (耐用年数22年)  
 建築基準法の新耐震設計基準の施行(昭和56年)以前に建設された建物については、耐震改修も考慮する。

#### 方向性

- 施設の維持補修(修繕)実施計画の策定  
 公営住宅ストック総合活用計画など担当部局で策定した計画等を再チェックし、短期・長期スパンでの年次計画の策定
- 補修(修繕)の基本的な方針  
 建設年度の古い施設で耐震改修など大改修を必要とする場合は廃止する。  
 施設の利用度、危険度が高く緊急性のある施設から年次的に修繕する。
- 施設維持管理担当課の設置  
 施設の維持・補修等の年次計画や予算管理を含め効率的な施設の保全管理を行うため、施設保全に関する統一的な基準のもと、施設情報を一元管理し、業務執行に当たる専門担当課が必要である。

#### 検討

##### 公共施設

- 上記5段階の分類を行ったもののうち、複数選択をしているものは段階的な検討を要するものと分類する。
- 譲渡対象施設のうち早急な交渉が必要な施設  
 社会福社会館(社会福祉協議会)  
 労働者福社会館(労働金庫静内支店外)  
 勤労者集会所及び職員住宅(ハローワーク)  
 ( )内は、専用的に使用している機関又は団体等

##### 住宅関係

- 町民住宅のあり方としては、できるだけ入居者を転居させ順次廃止するか譲渡処分とする方向で検討する。
- 職員住宅については、基本的に建替えせず、老朽化し修繕費のかかる建物か

ら順次廃止する方針とする。

□公営住宅については、ストック総合活用計画の見直しに基づいて行う方針が打ち出されているが、施設維持の基本的な考え方として、老朽化した住宅は他の施設と同様な扱いとする方向で検討する。

□教員住宅については、教育委員会による学校の運営計画との関連で判断し、現在入居していない住宅及び多額な修繕費を要するものは譲渡又は廃止とすること。

#### **その他施設**

□共同井戸の管理担当は、施設建設予算を執行した担当課でそれぞれ行っていることから、技術職員の配置された管理ノウハウのある部署で行うのが適当である。

### **2.施設の保守管理**

#### **保守管理の状況**

□静内、三石両地区の施設で共通の委託業務が統合されていないものがある。

□契約方法が、随意契約となっている。

□契約期間が、年度ごとの単年契約である。

#### **検討**

□同種異種を問わず委託業務を集約し競争入札制度の導入を検討する。

□長期継続契約により、複数業務の複数年契約の検討をする。

### **3.公有財産**

#### **石**

□現在財産として管理している石については、積極的に処分すべきである。

#### **立木**

□町有林の現状

天然林 6,348ha 人工林 3,182ha 無立木地 86ha 計 9,616ha

□検討

森林機能を維持するため伐採地区を分散させるなど林地の保全に努めながら、伐期に達しているものを計画的に処分し財源化する。

伐期跡地への造林については、費用も考慮しなければならないが、住民が自然とふれあい、森林事業への理解を深めるよう、住民参加による造林事業を計画し、造林事業の一端を担うことを検討する。

#### **土地**

□土地管理の状況

町内160件の土地貸付件数がある。

過去国から譲与された法定外公共物の中には、行政財産として使用しない処分可能な土地も含まれている。

町有地の中には、利用計画がなく遊休地となっているものがある。

国、道などに貸し付けている土地の売払い交渉が進んでいない。

□検討

貸し付けている土地、不用な土地は、売払い処分として財源化する方針とする。

法定外公共物のうち処分できるものや遊休地についても、土地隣接者へ処分交渉を行うが、測量等の経費を要するものも少なくない。

契約管財課で検討している「土地売買に関する制度」の早期実施を目指す。

(新ひだか町普通財産の処分に関する要綱)

## 公用車集中管理計画

旧町における集中管理の整合性を図り、利用度、必要台数、更新車両の選択等について調査及び調整を行います。

静内庁舎・三石庁舎の公用車の集中管理態勢の整合性を図り、公用車の効率的な運行計画を検討し策定する。

両地区の整合性の調整と統合した考え方を策定する

車両の利用調査、必要台数の調査、軽自動車への切替、エコカー導入の検討

### 1. 現行車両保有台数及び職員数

区 分	静内庁舎	三石庁舎	合 計	説 明
普通自動車	33 台	19 台	52 台	町長車・バン・ワゴン車を含む
普通貨物自動車	2 台	1 台	3 台	
軽自動車	24 台	12 台	36 台	
軽貨物自動車	2 台	8 台	10 台	軽トラック
バス	9 台	6 台	15 台	
その他特殊車両	14 台	10 台	24 台	リフト・セットカーを含む
合 計	84 台	56 台	140 台	
集中管理車両	30 台	14 台	44 台	
事務に可能車両	54 台	29 台	83 台	
職員数	340 人	132 人	472 人	
嘱託職員数	116 人	70 人	186 人	
車両配置数	8.4/1 台	7.0/1 台	7.9/1 台	

静内は平成 13 年度から財政健全化プロジェクトにより、13 台の減車を実施している。

静内庁舎の稼働率 普通自動車 80% 軽自動車 89% 軽トラ 73% 普通貨物 62%

### 2. 車種別年間維持費

1 台当たり 単位：円

区 分	静内庁舎		三石庁舎	
	買い取り車	リース車	買い取り車	リース車
普通自動車	316,044	775,021	248,927	439,296
普通貨物自動車	265,983	-	439,296	-
軽自動車	148,233	595,473	-	264,858
軽貨物自動車	121,348	-	221,219	333,491
バス	2,743,166	-	748,843	-
単純平均維持費	77 台	458,262	52 台	349,107

### 3. 公用車集中管理計画と削減効果

区 分	静 内 庁 舎		三 石 庁 舎	
	契約管財課	健康推進課	総務企画課	国保病院・老人ホーム
担 当 課				
削減対象車両		7 台		2 台
廃車・契約終了		2 台		
削減可能車両		5 台		
維持費削減車両		車種変更 3 台		車種変更 3 台
コスト削減効果		3,114,000 円		1,022,000 円
削減後の配置数		9.3/1 台		7.5/1 台

は総括管理課 是運行管理課

### 4. 車両使用の問題点と改善策・方向性

車両利用者のマナーの改善

使用終了後は直ちにカギを返却すること。使用しなくなった場合の速やかな取

り消し。

カギの持ち帰り。運転日報の記入。使用後の車内の清掃。事故等の報告。

公用自転車の積極的利用

各施設に配置されている連絡用車両は可能な限り軽自動車に変更する。(維持費の削減)

(参考→ 軽自動車の維持費の割合は普通車に比べて  
買取車 46.9% リース車 60.3%)

片道 500 メートル以内は車両を使用しない。

1 台当たりの職員数 9 人を目標とする。(現状は静内庁舎 8.4 人・三石庁舎 7.0 人)

合併後も静内庁舎で各種会議(議会・監査・庁議・行革・事務協議他)が開催され三石庁舎からの移動が大幅に増加している。

地球温暖化等環境問題に対応すべく、環境対策車・エコ車の導入も検討する。

1 人での管外出張は公用車を原則使用しない。

1 人で札幌市に出張の場合は、燃料費・高速料金等が高速バス料金より割高となる。

スターオフィスによる使用状況管理、使用申込みの実施を検討する。

行政サービスを低下させることなく、購入方法・稼働率、維持費等の検証から現状の公用車台数の削減を図り適正・効率的な車両管理を実施していく。

## 職員意識改革推進計画

合併による新たな行政への対応や厳しい財政状況に応じた効率的な事務執行への意識醸成を図るため、全職員が町財政の現況を的確に把握し、常に問題意識を持った仕事への取組が実践されるように、職員への情報提供の場を含めた研修計画の構築を推進します。

### 1 計画の目的

本格的な地方主権時代を迎えようとしている今日、限られた財源の中で、より効率的な行政運営を図りながら、健全な行政基盤の確立に努めるとともに、地域に根ざした特色あるまちづくりを進めなければならないことから、職員意識改革計画を策定し、徹底した意識改革や資質の向上等、職員の人材育成を図るものである。

### 2 求められる職員像

#### これからの時代に求められる職員像

- 自らの責任で、自ら考え、新たな課題に挑戦する職員
- 町民ニーズの的確な把握と町民に対する説明責任を負う職員
- 高いコスト一色をもって、より効率的に業務を遂行する職員
- 常に問題意識をもち、高い目標と新たな発想で業務に取り組む職員
- 広い視野を持ち、中長期的な観点から物事を捉える職員

#### 求められる管理監督者像

- 職場の責任者として、経営感覚を持って業務目標を決定し、職場の総合力を発揮するための管理運営を行うことができる職員
- 部下の健康管理にも十分配慮しながら、職員の持つ能力を引き出すことができる職員
- 自己啓発に積極的に取り組む職場環境を醸成できる職員

	基本方針	具体的な推進施策	計画期間
職員意識改革に求められる人材育成	自己啓発の推進	<input type="checkbox"/> 意識改革のための研修会の開催 <input type="checkbox"/> 各種研修成果等の発表会の開催 <input type="checkbox"/> 目標管理及び自己啓発チェックシートの導入	平成19年度より実施 平成19年度より実施 平成19年度より実施
	職員研修の充実	<input type="checkbox"/> 職場内研修の実施 <input type="checkbox"/> 新任職員研修の実施 <input type="checkbox"/> 職場外研修の実施 <input type="checkbox"/> 派遣研修の実施 <input type="checkbox"/> 自主研修の実施	平成19年度より実施 平成19年度より実施 平成19年度より実施 平成19年度より実施 平成19年度より実施
	職場の学習的風土	<input type="checkbox"/> 管理監督者に対する能力開発の充実 <input type="checkbox"/> 学習・研修成果の発表の場の提供 <input type="checkbox"/> 自主的なグループ研究活動への支援 <input type="checkbox"/> 職場研修推進運動の展開 <input type="checkbox"/> 職員提案制度の実施 <input type="checkbox"/> 出前講座への職員派遣	平成19年度より実施 平成19年度より実施 中長期的に検討 中長期的に検討 平成19年度より実施 平成19年度より実施
	人材育成と人事	<input type="checkbox"/> 研修経歴など人事管理への反映 <input type="checkbox"/> 新たな人事評価制度の検討	中長期的に検討 中長期的に検討
	人材育成の推進体制の整備	<input type="checkbox"/> 管理監督者の役割 <input type="checkbox"/> 人材育成担当部門の強化 <input type="checkbox"/> 職員意識改革推進計画の着実な推進	

## 入札契約制度改革推進計画

公共工事等の入札及び契約の適正化を一層推進し、透明性・公平性を追求する中で、適正な競争の確保を図り、特に合併前の両町の制度の違いとその特殊性並びに地場産業の育成等にも配慮された制度の構築を推進します。

公共工事等の入札・契約制度の現状と課題を分析し、改革の方向性を検討する。

談合や入札に係る不正行為の防止 競争性と透明性の向上  
 工事等の品質確保

### 1 入札契約制度改革の概要

公正な競争の促進 適正な価格と品質の確保 情報公開の徹底

### 2. 入札制度の改善

#### 新たな入札方法の導入

受注意欲のある企業に広く競争参加する機会を与え、試行的に工事内容や施工条件を考慮し、落札率を下げるため抜本的な新しい方式の積極的な導入が必要です。

#### ◆新たな入札方法（試行案）

##### その1 簡易公募型指名競争入札の設計対象額を下げ、年2～3回程度実施

対象工事は3,000万円以上1億円未満の工事とする。A・Bランク全ての単企業とする。

##### その2 品質確保対策として優良業者限定の競争参加資格を適用した工事の設定

工事成績が優良な者（例：工事成績評定85点以上の者など）に対して優遇策を設け、工事の品質の確保を図る。

**その3 希望落札率を95%と設定**（予定価格に対し、町が希望する落札価格との比率）希望落札率に達しない業者のうち最も高い落札率の者は、次の同一・同種事業に指名しない。

（これにより指名業者数が足りなくなった事業は町外から選出する。町外業者の選出は、近隣の町、日高管内、胆振管内・・・の順に選定する。）

**その4 当該事業の希望価格を予定価格とする**

予定価格（希望価格）は町長が定める。対象工事は全ての単独及び起債事業とする。

予定価格を超える業者は**その3**同様に、次の同一・同種事業に指名しない。

**その5 参加希望型競争入札の実施**

受注機会の少ない小規模な企業のみを対象とし、前払金の発生しない設計金額が1,000万円未満で直営施工が可能な工事（Cランクとし、条件として下請けを認めない。）

◆**新たな入札方法**（試行案）

上記試行案の実施後、当該年度で希望落札率に達しない事業・業種が1/2以上の場合、次年度から郵便入札を実施する。

□開札は公開で実施する。（開札するまで指名業者がわからない）

□工事設計書等は町ホームページで公開する。（ダウンロード可能）電子入札は新たな設備投資が必要なため実施は考えない。

□指名通知書は、従来どおり郵便通知する。

◆**新たな入札方法**（試行案）

上記の試行案でも思うように希望落札率に達しない場合

最後の方法として、条件付一般競争入札を実施する。（ランク別・経審の点数別・地域別・実績別他とし、入札参加者は新ひだか町の登録名簿に記載のある者すべて）

**問題点** 試行案には透明性や競争性が高いメリットがあり、一方、指名競争入札と比較し不良・不適格者の排除が困難、資格審査等の事務量の増大等のデメリットもある。

**予定価格制度の活用**（事前公表）

公共事業の発注における**予定価格は、事前公表**とする。（従来どおり）

不当な圧力・不正行為の防止・談合抑止への効果

**官民競争入札制度の導入**

**官民競争入札制度とは**⇒ これまで、「官」が実施してきた行政サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質と価格の優れた者がそのサービスの提供を担う制度で、「官」の世界に競争原理を働かせようとするものです。

### 3 契約制度の改善

**随意契約の透明性の確保**

随意契約についても**積極的な情報公開が必要**

- ◆法律（資格）に制限のあるものを除き、町外企業で実施している事業を町内企業で実施する。
- ◆複数の工事及び委託業務を一括発注又は複数年契約し、随意契約から入札に移行し経費を削減する。
- ◆随意契約で実施する場合は、見積業者は非公開とし、事後公表とする。また、1社特命はしない。

- ◆見積業者の選定方法で毎年同じ指名業者にしない。

#### 諸経費率の統一化

静内地区⇒ 補助事業と単独事業と区分なく統一されている。

三石地区⇒ 単独事業は補助事業と比較して10～20%減としている。

□工事としての公平性を保つために北海道が定めている諸経費率に統一する。

小規模工事（130万円未満）は、需用費（修繕料）で対応することとし、その諸経費率を一律18%とする。

#### 4 施工検査と評価改善

##### 施工体制のチェック

公共工事の施工は、適正な施工体制と検査体制を確立する。

##### 成績評定の見直し

工事施工段階での成績評定は、今後のより良い工事の布石となるよう「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を基に技術審査を実施する。

#### 5 その他

□現在、入札の登録で単体企業と経常企業体の同時登録を認めているが、「同一発注機関で単体と経常企業体の同時登録は認めない」との閣議決定を受け、平成19年度より新ひだか町建設工事名簿登録は単体企業のみとし、また持ち株問題も同様に不公平感がないよう重複登録を認めないよう求めることとする。

□談合等による不正行為の防止策として、指名停止措置等の強化としては現行どおりで十分と考えるが、今後、公正取引委員会による排除勧告や課徴金納付命令に止まらず、違約金制度の適用が進む懸念もあることから、当町においても違約金制度設置に向けた協議が必要である。

## 2 財政改革

### 公債費負担適正化計画

現在の財政の硬直化の主要因ともなっている公債費については、既発行債の利率、償還期間などの借入条件の変更に伴う借換債の発行等計画的な発行と償還計画を立てて推進します。

#### 計画の趣旨

今後の地方債発行額等に係る方針、計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策として、既往債にかかる元利償還金及び準元利償還金等の見込みに加え、翌年度以降計画期間中の新たな地方債の発行を抑制する中での実質公債費比率の推移や見通し等について本計画において定めるものとする。

#### 計画の期間

当該年度を初年度として7年以内で定めるものとする。

#### 計画の目標

地方債の発行制限を受けない数値を維持するためには新規の発行額を抑制することと合わせて、町全体の地方債現在高を減少させることが急務とされている。本計画では、これらを着実に実行することにより「単年度の比率を7年間で5%抑制する」ことを目標に掲げ計画を推進するものとする。

#### 目標達成の基本的考え方

既往債に係る償還額がピークに達し財政状況悪化の大きな要因になっていることから、地方債現在高を減少させる必要がある。このため、具体的削減計画とし

て、新規発行額の抑制や縁故債等の繰上償還、減債基金への積立による公債費の軽減を図り実質公債費比率の目標達成に努めるものとする。

**□新規発行額の抑制について**

既往債発行額が多額のため、実質公債費比率が平成17年度で22.3%と高率になっていることから、平成19年度以降の新規発行についてはプライマリーバランスや各種指数等に留意しながら、まちづくりのために必要不可欠な最小限の事業の発行に留めるものとする。基本的には、後年度において財政措置のない一般単独事業債等の発行は極力抑制するとともに発行する場合であっても辺地対策事業債や過疎対策事業債、合併特例債など、後年度に財政措置が見込めるものに限定するものとする。

**□繰上償還について**

既往債にかかる毎年度償還額が大きな負担となっているため、次年度終了の縁故債等について、毎年度一定額を計画的に繰上償還し、公債費負担の軽減を図るものとする。

**□減債基金積立による公債費軽減について**

既往債にかかる毎年度償還額の圧迫を少しでも解消するため、徹底した執行経費の節減と計画的な財源の確保に努め、その結果生まれる財源を減債基金に積み立てることとし、その後は計画的に取り崩しを実施しながら町債の返済に充てるものとする。

**公債費負担適正化計画**

	計画策定 年度の前 年度 (H17)	計画策定 年度 (H18)	第2年度 (H19)	第3年度 (H20)	第4年度 (H21)	第5年度 (H22)	第6年度 (H23)	第7年度 (H24)
実質公債費 比率(単年度)	24.7%	27.1%	27.5%	24.3%	22.9%	23.3%	21.8%	21.3%
実質公債費 比率 (3カ年度の平均)		22.3%	24.5%	26.4%	26.3%	24.9%	23.5%	22.7%

**人件費適正化計画**

合併時に行われた各種手当の見直しを含め、生活給に影響が出ない手当の削減を推進します。

**計画の目的**

新ひだか町の財政状況を取り巻く情勢が厳しさを増すなか、歳出において高い割合を占める人件費について、関連する定員管理計画等との整合性を図りながら将来推計を行うとともに、給与制度の適正化を進めることにより、新ひだか町における行財政運営の健全化を図ることを目的とする。

**計画の対象**

この計画は、新ひだか町職員における職員給与費(給料及び各種手当)を対象とする。(共済費等は除く)

**計画期間**

この計画の実施期間は、平成19年度から平成27年度までとする。

**留意事項**

□この計画は、地方公務員法第24条第3項の規定に基づき、国及び地方公共

団地等における給与制度の状況を整理したうえで、これらとの均衡を図ることを目的として策定する。

- 当面の財政危機に対応するための臨時的削減措置については、状況に応じて別途検討する。

#### 職員給与費の状況

道内における人口類似団体（人口 3 万人前後の市町村）8 市町村と平成 16 年度決算数値（普通会計の状況）により比較を行うこととし、新ひだか町の数値は、旧静内町及び旧三石町の合算による数値を用いる。

#### □職員給与の状況（平成 16 年度普通会計決算より）

市町村	人口 A	歳出額 B	職員給与費 C	職員給与費率 C/B
8市町村 平均	人 27,628	千円 13,846,485	千円 1,805,707	% 13.0
<b>新ひだか町</b>	<b>27,550</b>	<b>17,270,654</b>	<b>1,817,369</b>	<b>10.5</b>

#### □職員及び町民一人当たりの職員給与費（平成 16 年度普通会計決算より）

市町村	人口 A	職員数 B	職員給与費 C	職員一人当たりの職員給与費 C/B	町民一人当たりの職員給与費 C/A
8市町村 平均	人 27,628	人 283	千円 1,805,707	千円 6,381	千円 65,358
<b>新ひだか町</b>	<b>27,550</b>	<b>304</b>	<b>1,817,369</b>	<b>5,978</b>	<b>65,996</b>

人口は、H17.3.31 の住民基本台帳による

#### □ラスパイレス指数の状況（平成 17 年 4 月 1 日時点）

	北海道	道内市町村平均	新ひだか町
ラスパイレス指数	98.8	95.2	<b>95.7</b>

#### 適正化の検証

- 本庁の給与は、人事院勧告を考慮している。

#### □上記検証結果

職員給与の占める割合や職員一人当たりの職員給与費は、類似団体の平均を下回っている。

町民一人当たりに係る職員給与費の割合は、やや高い。

ラスパイレス指数は、道内平均とほぼ同率である。

以上のことから、本庁の給与水準はほぼ適正に推移していると思われるが、手当の一部に若干ながら高い水準となっているものが見受けられることから、より一層の給与水準の適正化を図るため、次のとおり見直しを行うものとする。

#### 改正内容

#### □給料

給料の支給の基礎となる給料表については、国家公務員の給料表に準じた内容で条例化しており、また地域間の官民格差を是正（4.8%）した給料表となっていることから、現状どおりとすることが適正と考える。

## □各種手当

### 管理職手当

管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対し支給される手当であるが、管内各町との比較においても高い傾向にあることから、今後、具体的に示される定額支給制度に係る給与情報を基に改正を行うこととする。

### 住居手当

住居手当については、合併調整により現在の手当額になっており、借家に係る制度内容は国の基準に準拠しているが、持家に係る制度内容は町独自の制度であり、管内の状況を見ると高い基準となっている。

管内の状況は、各団体ごとに手当額に大きな幅があることから、旧静内町の手当額に改正することとする。

実施に当たっては、激変緩和のため、平成 20 年度より段階的に引き下げ、平成 22 年度での平準化を目指すこととする。

年 度	現行（円）	改正後（円）	削減額（円）	影響額（千円）
19	15,000	15,000	0	0
20	15,000	12,000	3,000	5,616
21	15,000	9,000	6,000	10,296
22	15,000	5,000	10,000	16,200

### 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当に係る制度については国の基準に準拠し、次により手当額が算出されている。 $\{(給料+役職に応じた額)+扶養手当\} \times 支給月数$   
役職に応じて算定される部分については、次のとおり引き下げることとし、改正にあたっては、職種におけるバランスを考慮する。

職 種	現行（％）	改正後（％）	削減内容	影響額（千円）
部長職	20	12	8％削減	平成 20 年度 9,562
課長職	15	10	5％削減	
補佐職	10	8	2％削減	
係長職	5	5	変更なし	

### その他の手当

上記に掲げたもの以外の各種手当の検証の結果、制度内容は国の基準に準拠しており、管内の状況等と比較しても適正であることから現行のとおりとする。

## □超過勤務手当の縮減

時間外・休日勤務手当については、職員の健康面に配慮しつつ、週休日の振替制度や代休制度を活用しながら、手当額の縮減に努めてきているが、今後においては、行政組織改編計画で示したグループ制の導入により、課内労働力を有効に活用することにより、超過勤務自体の減少に努めるとともに、フレックスタイムの導入等、更なる手当額の縮減策についても検討を進めることとする。

## □勤奨退職制度の創設

職員給与費の抑制策として、定員管理計画とも連動しながら、職員年齢階層の適正化と職員給与費の縮減を図るため、職員の勤奨退職制度を創設する。

### 職員給与費の推計

この計画で検討した適正化に向けての改正や定員管理計画を考慮し、平成 27 年度までの職員給与費の推計を行う。

□職員給与費推計に伴う作成方針

項目	方針
給料	予定される昇給、昇格を加え積算
期末・勤勉手当	改正内容を加え積算
住居手当	改正内容を加えるとともに、各年度の職員数による現行との割合を乗じて積算
扶養手当 通勤手当 児童手当	各年度の職員数による現行との割合を乗じて積算
時間外手当	各年度の一般職の給料月額×4%で積算
その他の手当	H19年度に見込まれる額で積算

□職員給与費の推計値

年度	人数	改正前 A	改正後 B	比較 B - A	H18との比較
18	人 472	千円 2,991,596	千円 2,991,596	千円 0	千円 0
19	471	2,975,687	2,975,687	0	15,909
20	464	2,936,221	2,915,804	20,417	75,792
21	454	2,873,350	2,843,784	29,566	147,812
22	448	2,844,309	2,803,666	40,643	187,930
23	438	2,787,769	2,743,312	44,457	248,284
24	428	2,728,062	2,684,327	43,735	307,269
25	420	2,693,807	2,650,628	43,179	340,968
26	417	2,677,397	2,634,488	42,909	357,108
27	415	2,676,017	2,633,479	42,538	358,117
				計	2,039,189

〔参考〕嘱託・臨時職員の報酬、賃金及び報償費の推計値

年度	嘱託職員		臨時職員		合計
	人数	推計値	人数	推計値	
18	人 171	千円 415,715	人 77	千円 133,294	千円 549,009
19	173	420,577	52	90,017	510,594
22	162	393,835	48	83,092	476,927
27	181	440,026	50	86,555	526,581

上記数値(H18以外)については、H18年度での平均値をもとに推計。

□職員及び町民一人あたりの職員給与費（普通会計ベース）

年度	人口 A	職員数 B	給与費 C	職員一人あたりの職員給与費 C / B	町民一人あたりの職員給与費 C / A
27	人 24,905	人 241	千円 1,408,439	千円 5,844	円 56,552

人口の推計値については、合併協議会で作成した新町建設計画より抜粋。

## その他

この計画については、今後変動する社会情勢を勘案し必要に応じ、関係団体との協議を踏まえた中で、各年度における臨時的削減の実施や計画内容の見直しを行う。

なお、平成19年度に予定している臨時的削減については、下記のとおりとし、平成20年度以降については、今後の検討とする。

### 平成19年度職員給与費臨時的削減措置案

1. 管理職手当		(単位：千円)			
区分	項目	削減内容		削減経費	
一般職	管理職手当	部長職	15%	7.5%	4,493
		課長職	12%	6%	14,463
		補佐職	10%	5%	14,320
		小計			<b>33,276</b>
2. 期末・勤勉手当役職算定分		(単位：千円)			
区分	項目	削減内容		削減経費	
特別職	期末勤勉手当 役職算定分	特別職	20%	休止	2,468
一般職		部長職	20%	休止	4,562
		課長職	15%	休止	13,408
		補佐職	10%	休止	10,620
		係長職	5%	休止	17,780
小計			<b>48,838</b>		
3. 期末勤勉手当		(単位：千円)			
区分	項目	削減内容		削減経費	
特別職	期末勤勉手当	特別職	50%削減	6,172	
一般職		部長職	20%削減	4,711	
		課長職	18%削減	16,652	
		補佐職	16%削減	18,017	
		係長職	12%削減	41,666	
		係職	8%削減	9,855	
小計		<b>97,073</b>			
4. 住居手当		(単位：千円)			
区分	項目	削減内容		削減経費	
一般職	住居手当	持家	3,000円減額	6,336	
		借家借間	10%削減	2,710	
		小計		<b>9,046</b>	
5. 嘱託臨時期末報償		(単位：千円)			
区分	項目	削減内容		削減経費	
嘱託 臨時	期末報償	嘱託 臨時	8%削減	5,431	
				550	
小計		<b>5,981</b>			
合計				<b>194,214</b>	

## 報酬等適正化計画

特別職、議会議員、各種委員会委員等の報酬については、合併時の調整方針として、合併時は静内町の例とし、特別職報酬等審議会に諮るとしているが、その職責から一般職との均衡にも十分配慮するとともに、他の地方公共団体との比較などにより適正化を図ります。

議会議員の報酬及び期末手当、常勤特別職の給与並びに各種委員会等委員の報酬、また費用弁償及び旅費に関して、適正額を設定することにより、行財政運営の健全化を図ることを検討する。

### 1. 適正化計画の対象

- 議会議長、副議長、常任委員長及び議員の報酬月額及び期末手当
- 町長、助役、区長、教育長の給料月額及び各種手当
- 各種委員会等委員の報酬額
- 前記の者に対する費用弁償及び旅費

### 2. 計画策定の整理すべき事項

- 静内町・三石町合併協議会での審議経過
  - 議会議員の報酬月額及び期末手当については、合併協議により調整した額とし、報酬月額は、合併後に特別職報酬等審議会に諮り決定する。
  - 常勤特別職の給料月額及び期末手当については、合併時は静内町の例とし、給料月額は、合併後に特別職報酬等審議会に諮り決定する。
  - 各種委員会等委員の報酬額については、合併時は静内町の例（農業委員会のみ三石町の例）とし、合併後に類似団体等の例を参考に調整する。
- 新ひだか町特別職報酬等審議会からの答申

区分	答申額(月額)	現行額(月額)	区分	答申額(月額)	現行額(月額)
町長	841,000円	905,000円	議長	300,000円	300,000円
助役	673,000円	724,000円	副議長	230,000円	230,000円
区長	632,000円	680,000円	常任委員長	210,000円	210,000円
教育長	628,000円	676,000円	議員	200,000円	200,000円

- 付帯意見 非常勤特別職の報酬額について（答申事項ではない）  
常勤特別職の給料月額の決定方法に準じた報酬額の見直しの検討  
日額報酬は、審議時間に応じた額の設定を検討

### 3. 適正額の検討

**議会議員の報酬月額 合併協議による調整金額及び報酬等審議会の答申どおり**

区分	適正計画額	現行額	改定額	旧静内町
議長	300,000円	300,000円	改定なし	319,000円
副議長	230,000円	230,000円		256,000円
常任委員長	210,000円	210,000円		234,000円
議員	200,000円	200,000円		224,000円

期末手当 ➡ 12月に報酬月額 of 3.3カ月分を支給（役職加算なし・現行どおり）

実施時期 ➡ 合併時から実施済み

議員定数は合併時の調整により法定数26人としている。

### 町長等の給料月額 報酬等審議会の答申どおり

区 分	適正計画額	現 行 額	改 定 額	旧 静 内 町
町 長	841,000 円	905,000 円	64,000 円	905,000 円
助 役	673,000 円	724,000 円	51,000 円	724,000 円
区 長	632,000 円	680,000 円	48,000 円	-
教 育 長	628,000 円	676,000 円	48,000 円	676,000 円

期末手当 → 一般職に準じる（役職加算は一般職部長相当率 20/100）

寒冷地手当 → 一般職に準じる

### 各種委員会等委員の報酬額 A 月額 は 7.1% B 日額は 20.0% C 日額は 30.0% 引下げ

委 員 会 名	適正計画額	現 行 額	改 定 額	重 要 度	
監 査 委 員	月 46,000 円	月 50,000 円	4,000 円	A	
教 育 委 員 会	委員長	月 46,000 円	月 50,000 円	4,000 円	A
	委員	月 39,000 円	月 43,000 円	4,000 円	A
農 業 委 員 会	会長	月 46,000 円	月 48,000 円	2,000 円	A
	委員	月 39,000 円	月 38,000 円	1,000 円	A
公 平 委 員 会	委員長	日 7,800 円	日 8,500 円	700 円	A
	委員	日 7,000 円	日 7,600 円	600 円	A
選 挙 管 理 委 員 会	委員長	日 7,800 円	日 8,500 円	700 円	A
	委員	日 7,000 円	日 7,600 円	600 円	A
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	委員長	日 7,800 円	日 8,500 円	700 円	A
	委員	日 7,000 円	日 7,600 円	600 円	A
選 挙 長	日 7,000 円	日 8,500 円	1,500 円	A	
投 票 管 理 者 (13 時間 2.0 倍想定)	日 7,000 円	日 12,700 円	5,700 円	A	
期 日 前 投 票 管 理 者 (2.0 倍想定)	日 7,000 円	日 11,200 円	4,200 円	A	
開 票 管 理 者	日 7,000 円	日 8,500 円	1,500 円	A	
投 票 立 会 人 (13 時間 2.0 倍想定)	日 5,600 円	日 10,800 円	5,200 円	B	
期 日 前 投 票 立 会 人 (2.0 倍想定)	日 5,600 円	日 9,600 円	4,000 円	B	
開 票 立 会 人	日 5,600 円	日 7,600 円	2,000 円	B	
選 挙 立 会 人	日 5,600 円	日 7,600 円	2,000 円	B	
条 例 設 置 の 附 属 機 関	日 5,600 円	日 7,600 円	2,000 円	B	
そ の 他 委 員 会 等	日 4,900 円	日 7,600 円	2,700 円	C	

日額報酬は、職務の従事時間に応じて調整する。(3 区分)

**4 時間未満**の職務は日額の 1/2 **8 時間を超える**職務は 1.5 倍 **10 時間を超える**職務は 2.0 倍

A 報酬額 = 現行額 × 92.9% B 報酬額 = A 報酬額 × 80% C 報酬額 = A 報酬額 × 70%

費用弁償等は、一般職の旅費に準ずる。

実施時期 → **平成 19 年 1 月**から実施する。

**7.1%とは** → 人事院勧告により一般職の給与改定が 9 年間で 7.10%引下げ（平成 9 年度から）

例) 総合計画委員（静内庁舎で開催・三石から委員往復 50 km）が **3 時間の会議に出席**すると →

日額報酬金額 2,450 円 + 車賃 1,000 円 (@20 円 × 50 km) = 3,450 円 (現行 8,850 円)

### 費用弁償等

一般職の職員に支給する旅費の例に準ずることとする。

## 物件費効率化計画

事務事業処理にあたり、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げる」ために、危機的財政状況に直面する中で、将来に向け安定した財政基盤を築くために必要な取り組みの実施を検討する。

### 1. 取組みの基本的な提案

- 職員教育・研修の実施
- 全職員による他課係への横断的な人的支援体制の整備
- 地域住民活力の活用（協働のまちづくり）
- 消耗品等購入の一元化
- 備品類の一括管理
- 職場でのチェック体制の構築
- スターオフィスの効果的活用
- 町ホームページでの情報公開（支出状況等）
- ローリングや達成度の検証

### 2. 個別の取組みと提案

**賃金** 賃金単価については、その決定過程があることから、人的資源の有効活用という観点から検討する。

- 横断的な人的支援体制の整備（臨時職員・嘱託職員・正職員）
- 人的支援を必要とする比較的単純作業の全庁的な調査（作業内容・月等を調査報告）
- 人的支援活用計画の策定

**旅費** 旅費全般について、特別職の単価を一般職の単価に統一し、さらに現状の一般職の単価を検討する。

- 特別職の単価を一般職の単価に統一し、更に一般職の単価を次表のとおりとする。

区分	出張先等	改定案	一般職現行	特別職等現行
日当	新冠町～浦河町 （町内含む）	0円	0円	2,000円
	日高管内（上記を除く）	800円	1,600円	2,000円
	道内日帰り（120kmまで）	1,000円	2,000円	2,400円
	道内日帰り（120km超え）	2,000円	4,000円	2,400円
宿泊費	道内	7,500円	9,600円	11,200円
車賃	1km	20円	25円	25円

削減効果・・・12,280千円

- 札幌市内における一般的な単価を道内の宿泊費とする。
- 温泉地加算については、現行どおりとする。
- 道南バスのパスカードの購入。
- スターオフィスによる公用車動向確認のできる環境の整備。

道外の日当・宿泊費加算は6割増 温泉地加算は3,000円（現行どおり）

例）静内庁舎から札幌市 1泊2日の出張の場合は⇒ 交通費ベガスバス往復 4,680円 + 日当 2,000円 + 宿泊費 7,500円 = 14,180円（現行 18,500円）

**交際費** 町長・議長・教育長・病院長等に認められている（冠婚葬祭関連が主な支出）

- 町公式ホームページに交際費の支出に関する情報を掲載する。
- 次の経費を以下のとおり見直す。

香典～一般住民は現行（1万円）どおり。

公職者等は、3万円 2万円、2万円 1万円

弔電～有り（ただし、無償のものを出席時に持参）

- 供花～無し
- 葬儀出席～町長
- 祝儀～祝酒に統一
- 募金・協賛金～有り
- 中元・歳暮・年賀状～中元及び歳暮は無し。年賀状は有り
- 飲食を伴う会議～全て自己負担

- 祝酒は、町長と議長を別々にではなく、町として出す。
- 議員への見舞金は、その都度かあるいは互助会組織等に対応する。

区 分	改定後予算	H18 予算額	削減率と削減額	
町 長	5,655,000 円	6,500,000 円	13%	845,000 円
議 長	513,000 円	900,000 円	43%	387,000 円
教 育 長	608,000 円	800,000 円	24%	192,000 円
病院長静内	392,000 円	800,000 円	51%	408,000 円
三石	245,000 円	500,000 円	51%	255,000 円

交際費とは⇒ 香典・弔電・供花・祝酒・募金・協賛金他（飲食を伴う会議は全て自己負担で出席）

### 需用費

#### ■消耗品費 職員個々のコスト意識を常に認識する環境づくり

- インターネットを活用した支所方式の購入方法に統一
- シャープペンシル・ボールペンは自費購入
- 資料の両面印刷・片面印刷不用紙の裏面印刷（裏面の再利用）
- 効率的な執行を図るため、事務事業費はすべて経理系の管理とし、執行にあたっては補助事業等の関係もあることから、担当課と協議する。
- 加除書籍、定期購読紙の現状把握と見直しの実施

#### ■燃料費

- 公共施設の暖房管理や温度設定の見直し
- ウォームビズ等の実施
- 遠距離出張や町長車は燃費のよいエコカー導入を検討する。
- 燃料単価の決定は、月単位や油種を振り分けた入札とする。
- 高速道路の使用制限を検討する。

#### ■印刷製本費

- 封筒は 4 種類（角 3・長 3・窓空長 3・窓空八ガキ大）とし一括印刷により単価を引下げる。
- 町広報誌は表紙 4 色を 2 色にし、自治会配付は職員対応を検討する。まなびの翼は広報誌に統合。
- デジタルカメラを一括管理（共同利用）し、現像料の節減を図る。
- 広報誌に有料広告掲載により収入確保を検討する。

#### ■光熱水費

- パソコン等の消費電力を節減する。（長時間不在時には電源を切る。）
- 冬期間のウォームビズや厚着の励行

#### 食料費

- 各課計上していた来客用お茶を共同購入により必要に応じ配布する。
- 説明会、会議等の賄費は原則廃止

#### 修繕料

- 施設の老朽化に伴い、簡易な修繕はできる限り職員対応とする。

### 役務費

### 電話料

- 無線電話、IP電話の使用の徹底

### 郵便料

- 法的な制約がない文書類の郵送は、できる限りメール便を利用するなど、一番安価な手段を選択することを徹底する。

### 委託料

- 委託業務を行政評価の事後評価などの活用により検証を行い、その結果については住民に公表する。
- 職員で対応できる業務については、所管の部課を問わず、委託業務から除く。
- 清掃業務などで、地域住民のマンパワーにより対応可能な業務は、取り組みの継続性を確保する観点から恩恵（メリット）を付与することも必要である。
- 長期間にわたり同一業者が受注し経費が削減にならない委託業務の見直し。
- 町有施設の統合廃止を進めるうえで、指定管理者制度の積極的な活用。
- 専門職や技術職を定期的な研修等に参加させる環境作りを進め、専門技術を生かせる業務は、委託から直営に移行する。

### 使用料及び賃借料

- 施設の建設及び購入等、新たな施設設置は極力、抑制する。
- 「あれば良い」という施策は、必要性にかけることから、全面的に廃止する。
- 複写機の使用状況について、目標値を設定し、結果などを公表する。
- リース及びレンタル契約は、競争原理を働かせるため短期間（最長3年）とし、それ以上の場合、取得あるいは執行方法の変更を検討する。また、1施設ごとに契約するのではなくて、全施設を取り込んだ入札とする。
- 新たなセクションを設置し、発注から契約、管理保管（一括発注や上限単価の取決め）までを行い、経費節減を図る。
- 受益と負担の公平性を保つため、特定のものの役務の提供については、必ず負担を課す。
- 事務改善や経費節減のため導入したシステムの借上げについては、一定期間後に検証を行い、経費の節減や事務改善につながっていない場合は借上げの中止や事務処理の方法を改善させる。
- 高速道路使用は、原則廃止する。
- ハイヤー借上げは、緊急時（災害時や救急車両の目的）を除き利用しない。

### 使用料等負担金適正化計画

各種使用料及び手数料については、経費の負担区分（受益者の負担すべき範囲）を明確にし、かつ積算根拠を示しながら適正化を図り、また使用料等の減免のあり方についても、関係団体との協議を含めて推進します。

各種使用料・手数料については、経費の受益者が負担すべき範囲を明確にして適正化を図る。また、使用料等については減免等のあり方についても検討する。  
「公平な負担」「適正な負担」を検討する。  
現在無料施設の有料化も検討する。  
施設使用料の減免・免除のあり方を検討する。

#### 1.使用料の基本的考え方

- 類似施設は出来るだけ統一を図る必要がある。（建築年数・経緯・1室毎の面積の違い等）

- 「冬季加算額（暖房費相当額）」は施設により算定方法が異なり是正が必要である。
- 免除は基本的に町・町教委等が主催する会議、大会以外は、共催を含め料金を負担することで統一する必要がある。
- 現在無料の施設や学校開放事業等についても、基本的には有料化を図る。（維持管理の経費あり）

#### 施設使用料の改定方針

料金をもらう対象者について	・高校生以上の利用を有料とする。個人利用は、1人1回100円とする。
免除の対象者	・町、教育委員会等が主催する場合や自治会の活動、高校生の部活動については免除する。
減免の対象者	・施設の設置目的で減免規定が必要な場合は、担当課ごとに検討する。
文化・研修施設	・現在の免除対象者・団体は、条例で算定される使用料の額の1/2、又は利用者1人につき100円を乗じて得た額のいずれか低い額を納入することとする。 ・それ以外の利用者は、条例で算定される使用料とする。 (地域交流センターは、使用料を設定し上記の取り扱いとする。)
体育関係施設	・三石スポーツセンター、三石テニスコート、緑丘公園野球場の使用料を参考に使用料を設定する。 ・町内の団体が使用する場合は、条例で算定される使用料の額の1/2、又は利用者1人につき100円を乗じて得た額のいずれか低い額を納入することとする。 ・町外からの使用は、条例で算定される使用料とする。
その他施設	・学校開放事業は新たに条例を制定し、使用料は利用者1人につき100円とする。 ・老人いこいの家は、有料(100円)とする。
	担当課において、上記に基づき有料化を図る。ただし、有料化を図るための経費(人件費等)が収入を上回ると想定される場合は除外する。
その他の意見	町の主催大会を極力廃止し、団体主催の大会への開催を促す。 催し物など目的外利用については、新たな金額を定めることも必要。 現行条例の冬季加算(暖房料)については担当課において見直しを図る。 施設の休館日を出来る限り減らし、利用者の利便を図る。

#### 各施設使用料の改定分

##### □文化・研修施設で対象となった施設

新ひだか町公民館、新ひだか町コミュニティーセンター、女性センター・みらい、静内ふれあいセンター御園館、みついしふれあいプラザ、新ひだか町福祉センター、歌笛総合住民センター、本桐基幹集落センター、延出基幹集落センター、三石陶芸会館、地域交流センター

歳入見込額・・・9,602,550円

##### □体育関係施設で対象となった施設

静内体育館、山手体育館、静内武道館、静内弓道場、静内屋内ゲートボール場、三石スポーツセンター、三石テニスコート、三石スキー場、古川公園野球場

歳入見込額・・・5,829,000円

##### □その他の施設で対象となった施設

町内小中学校17校、老人いこいの家

歳入見込額・・・2,583,050円

##### □火葬場使用料金の改定案

改定する理由⇒ 施設運営維持経費の収支改善のため

区 分	料金改定後	現行料金
15 歳以上	13,000 円	9,000 円
15 歳未満	8,500 円	6,000 円
死産児	4,000 円	3,000 円
胞衣産褥物その他の汚物	4,000 円	3,000 円
改葬遺骨	4,000 円	3,000 円
四肢等身体の一部	4,000 円	3,000 円

町民以外の使用料は、各区分ともに2倍の金額となります。

歳入増収見込額・・・1,448,000 円

## 2.手数料の基本的な考え方

□手数料の金額は、原則「全額受益者負担」とすることで見直しを図る。

□行政システムの委託料は、各業務の個別手数料の経費に加算する。

□積算に含まれる経費⇒ 人件費・光熱費・事務機器・用紙・システム費用他

□公用交付の証明件数も多く、真に公用で交付すべきか検討が必要である。

各種手数料の改定分

(単位：円)

手 数 料 を 徴 収 す べ き 事 項	基 数	現 行 手 数 料	改 定 方 針	備 考
土地又は建物に関する証明	1 筆・1 棟	350	500	1 葉につき
租税公課に関する証明	1 年度 1 税目	300	500	
地籍成果簿の閲覧及び謄写	成果 1 点	200	1,000	経過措置検討
	地籍図謄写 1 枚	300	1,000	経過措置検討
	地籍集製図謄写 1 枚	1,000	2,000	経過措置検討
	点網図謄写 1 枚	500	2,500	経過措置検討
	上記以外の図面謄写 1 枚	200	1,000	経過措置検討
民有地図、公簿、公文書等の謄写	道路台帳図 1 枚	400	500	
住民票の写し及び証明書の交付	1 件	200	300	
戸籍の附表の写し	1 枚	200	300	
印鑑登録証の交付	1 件	200	300	
農用地利用集積に関する登記	所有権保存 1 筆	3,300	4,500	経過措置検討
	所有権移転 1 筆 (相続加算)	6,000	11,000	経過措置検討
		4,000	8,000	経過措置検討
	登記名義人表示 変更・更正 1 筆	2,600	4,500	経過措置検討
	土地の表示変更 1 筆	3,000	4,500	経過措置検討
添付書類請求 1 件	700	1,500	経過措置検討	
自動車保管場所使用承諾に関する証明(共通)	1 件	300	500	
公営住宅入居者家賃に関する証明	1 件	300	400	
農業委員会の行う証明手数料(現況証明)	1 筆	400	5,000	1 件につき 経過措置検討
農業委員会の行う証明手数料 (年金現況証明)	1 件		300	新規
農業委員会の行う証明手数料 (耕作証明)	1 件		600	新規
農業委員会の行う証明手数料 (河川占用(農地)被災証明)	1 件		2,000	新規
農業委員会の行う証明手数料 (一括生前贈与及び不動産取得税納税 猶予継続届出に係る農業経営証明)	1 件		1,000	新規
農業委員会の行う証明手数料 (その他の証明)	1 件	300	1,000	経過措置検討

病院・まきばが発行する文書料 (簡易な診断書及び証明書)	1通	1,050	2,100	経過措置検討
病院・まきばが発行する文書料 (複雑な診断書及び証明書)	1通	3,150	6,300	経過措置検討
設計確認手数料(水道関係)	1件	1,000	3,000	経過措置検討
工事完了検査手数料(水道関係)	1件	1,500	3,500	経過措置検討
責任技術者証交付手数料(水道関係)	1件	1,500	3,500	経過措置検討
指定給水工事事業者交付手数料(水道関係)	1件	10,000	11,000	経過措置検討

歳入増収見込額・・・5,278,900円

### 3.その他の使用料等

- 町・町教委が主催する「講演会・講習会」や「温泉バス・患者輸送バス」等も有料化を検討する。
- 封筒・領収書・各施設・バスの中等に広告を掲示して収入増を検討する。
- 町が所有する遊休地を「観光農園」にして町内・町外に貸付して収入増を検討する。

### 4.今後の方向性

- 住民サービスを堅持しつつ相応の負担を求めるためには住民の理解が不可欠であるが、施設の維持経費も相当高んでいる。
- 本改定方針では据え置きした施設もあり、それらを含めて定期的に(3～5年程度)に全庁的な見直しの必要がある。

## 負担金、補助金等適正化計画

各種負担金、補助金、交付金、助成金などは、真に行政が負担や助成をすべきものなのか、サークル活動や団体助成についても対象団体の活動目的や会費の徴収状況なども調査するとともに、施設使用料の減免と活動に対する支援のあり方の両面からの適正化を推進します。

**各種負担金、補助金、交付金はこれまで、随時見直しが進められてきているが、補助金等の適正な執行を行うために、再度抜本的な見直しを検討する。**

現行の補助金制度の検証  
 今後の補助金のあり方の検討  
 補助金の長期化による既得権化の見直し  
 補助金交付等基準の制定と構築

### 1.補助金等の現状と課題

#### 長期間継続している補助金等

一度交付されると既得権化して長期間継続する傾向にあり、目的や効果が薄れているものや特定の団体補助にあっては活動のマンネリ化などにもつながることから、見直しの必要がある。

#### 団体への人件費補助等

社会福祉協議会、商工会、観光協会、シルバー人材センターなどに対する補助金は、団体の運営費補助として人件費の占める割合が高く、団体の独立性や自主性を損なうとともに団体自らの効率的・効果的な運営を阻害するため、見直しの必要がある。

#### 補助・負担割合の異なる補助金等

団体の活動は本来、会費をはじめとする自主財源で運営されるべきものであるが、自主財源に比べて補助金の占める割合が著しく高い団体などが見受けら

れ、充分精査して見直す必要がある。

#### **類似団体に対する補助金等**

町村合併に合わせて各種団体の合併も進む中、活動目的等が同種の類似団体に対して個々に交付している現状がある。補助金等の効率的・効果的な執行のため、類似団体に対する交付の見直しが必要である。

#### **補助金等の交付基準**

補助金等の交付にあたっては、予算査定の段階でその適否を判断しているケースが多いが、これは明確で統一的な基準がないからであり、補助金の公平性、透明性の確保を図るためにも、評価基準を含めた補助金等交付基準を明確にする必要がある。

### **2.補助金等見直し指針**

#### **負担金の見直し指針**

##### **法令上の負担金**

- 債務負担行為議決に基づくものは、継続するが借り換え等が可能なものは協議検討する。
- 事業計画等に基づく道営等の継続事業は、事業効果等を充分精査して効果の薄いものは関係団体と休止について協議する。
- 新たに負担の伴う事業は、原則として当分の間は取組まないこと。

##### **義務外負担金（日高町村会で決定されるもの）**

- 一定割合の削減を進めているが組織の目的や事業効果等を充分精査して、効果の薄いものは休止又は中止の検討要請をする。

##### **団体負担金（地方公共団体が構成員として支出するもの）**

- 団体の目的等を再検討して、活動効果の薄いものは退会について検討する。

##### **任意的負担金（財政支援的、奨励的負担を含む）**

- イベントに係る負担金は、効果等を十分に勘案して検討する。また、出店関係者等の受益者負担のあり方を検討し、事業収入の確保に努める。

#### **補助金の見直し指針**

##### **補助金等交付基準の制定**

- 補助金は、公益性や公平性などを踏まえ適正かつ効率的に交付する必要があるが、現行の補助金制度では目的や公益性、費用対効果などを検証する有効な評価システムがないために予算査定時における判断により、その適否や金額が決定されている。これらのことから、より実効性のある補助金制度の確立を図るため「補助金等交付基準」を制定する。

##### **新規事業の取組み**

- 新規事業は、当分の間は取組まないこと。

## 交付金の見直し指針

□補助金の見直しに準拠する。

### 補助金等交付基準

**策定の趣旨**⇒ 限られた財源を有効に活用し、補助金の効果的・効率的かつ適正な執行がされるよう補助金等交付基準を策定する。

**定義**⇒ 「補助金等」とは補助金、交付金、助成金、奨励金等をいう。

**見直しの方策**⇒ 「補助金等交付基準」により不均衡を是正した上で、財政状況に応じて個々の補助金の一律カット（一定割合）により見直しを進める。

**交付基準**⇒ 事業の公益性・事業の効果性・団体等の適格性・補助対象外経費の明確化（交際費、慶弔費、会議旅費、飲食費、視察旅費、慰労経費を除く）・補助額の適正化（国・道補助の原則上乗せ補助をしない・繰越金、剰余金と補助金の調整をする・個人補助金等は原則町税の未納がないこと・個人給付の扶助的補助金は適切な所得要件等を設定する）・見直し期間（3年を超えない期間を目安に見直し・原則として終期を設定する）

**補助金の算出**⇒ 団体活動費補助金（活動に必要な経費）1/2 以内、事業補助金（公益的活動経費、人件費含む事業経費）1/2 以内、資産形成につながる経費 1/3 以内、イベント等実行委員会経費（協賛金、自主財源を除く金額により決定）、個人給付金・事業交付金（金額により決定）、利子補給（利率により決定）

**見直し基準**⇒ 継続するもの・廃止するもの・休止又は減額するもの・統廃合を検討するもの・3年以内の終期を設定するもの

**新規の補助金等**⇒ 新規単独補助金等は原則として平成19年度から3年間は取り組まない。

## 税・税外収入確保推進計画

税・税外とも徴収の一元化体制を推進し、徴収率の向上を図ります。

現状の徴収体制・徴収実態等を分析し、自主財源確保の効果的な徴収体制の基本的な考え方、滞納額圧縮の収納対策等の改革の方向性を検討する。

### 1 収納実績の現状

**町税**（町民税【個人・法人】固定資産税 軽自動車税 都市計画税 町たばこ税他）

静内地区⇒ 滞納件数が多いことから不納欠損処理の割合が高いので、債権を放棄せず、何年かかろうとも少しでも多くの滞納額を回収する方向に転換することへの検討が必要である。

17年度徴収率 現年 97.2% 滞繰 11.6%

三石地区⇒ 一件当たりの滞納額が多くなっている理由は、不納欠損処分を極力最小限にする徴収方針となっていることから、できる限り財産調査を行い、積極的に滞納処分を行った後に適正な不納欠損処分を行う効果的な収納管理が望まれる。

17年度徴収率 現年 94.3% 滞繰 7.7%

### 国民健康保険税

静内地区⇒ 収納率の低下と、不納欠損処理の割合が高いことから、短期保険証、資格証明書の発行について、滞納に対する措置を強化する必要がある。（17年資格証明書の発行 61件）

17年度徴収率 現年 83.3% 滞繰 7.7%

三石地区⇒ 収納率が低下傾向にあり、地域特性でもある牧場での滞納が累積した短期就労者が町外転出前に措置を講ずることが望まれる。

(17年資格証明書の発行1件)

17年度徴収率 現年 92.9% 滞繰 8.9%

### 介護保険料

- 保険料であるために徴収根拠が税と異なり滞納処分ができない。
- 現状は賦課と徴収が分離されており、保険料の収納が停滞している。
- 介護事業の給付と負担は一体と考えなければならないことから、介護担当部署が責任を持って、保険料の納付指導をすることを検討する。

静内地区 ➡ 17年度徴収率 現年 96.8% 滞繰 11.3%

三石地区 ➡ 17年度徴収率 現年 98.6% 滞繰 9.1%

### 保育所負担金

- 三石地区での徴収の優先順位が低く、未納が極端に多いことから、公平な料金負担という原点に立ち返り、担当部署が滞納対策にあたるなど、基本的な収納業務の検討が必要である。

静内地区 ➡ 17年度徴収率 現年 98.1% 滞繰 34.0%

三石地区 ➡ 17年度徴収率 現年 92.8% 滞繰 26.8%

### 公営住宅使用料

- 両地区の収納状況に極端な差は見られない。

静内地区 ➡ 17年度徴収率 現年 96.9% 滞繰 27.3%

三石地区 ➡ 17年度徴収率 現年 95.6% 滞繰 35.0%

### 学校給食費

- 静内地区の不納欠損額が多いが、一人当たりの滞納金額は税に比べ少額であるので、時効の中断により粘り強い回収が望まれる。

静内地区 ➡ 17年度徴収率 現年 96.2% 滞繰 19.2%

三石地区 ➡ 17年度徴収率 現年 97.6% 滞繰 29.2%

### 上下水道使用料

- 両地区ともに給水停止処分を実施しており、独自の行政処分のため他の徴収金と一体化した収納とはならないため、静内地区の不納欠損額が多いので、給水停止処分を強化し、料金回収に努める。

静内地区 ➡ 17年度徴収率 現年 97.3% 滞繰 48.2%

三石地区 ➡ 17年度徴収率 現年 99.3% 滞繰 61.9%

### 下水道受益者負担金

- 現年末納額はわずかなため、滞繰分の徴収強化を図る必要がある。

静内地区 ➡ 17年度徴収率 現年 99.4% 滞繰 34.0%

三石地区 ➡ 17年度徴収率 現年 98.6% 滞繰 56.2%

### ウタリ住宅貸付資金

- 累積滞納額は深刻な問題となっており、抵当権設定により不良債権として簡単に処理できないことから、融資時の審査の改善が必要である。

静内地区 ➡ 17年度徴収率 現年 65.8% 滞繰 12.1%

三石地区 ➡ 17年度徴収率 現年 100% 滞繰 39.7%

## 2 徴収体制一元化の検討

### 税務課納税業務

- 行政区域の違いにより、静内地区が三石地区のようなきめ細かな収納業務は難しい。

- 両地区の滞納者折衝記録等の情報共有化が望まれる。

- 本庁に拠点を置く体制を実施することにより、三石地区の住民のきめ細かな納

付相談等が減少する。

徴収体制の一元化については、両地区間の時間的な問題、徴収システムの情報共有化がされていない問題、人員配置の問題から難しいものがあり、基本的徴収対策の確立が急務とされている。

#### 介護保険料徴収業務

広域連合で行っている業務なため、広域連合での徴収業務を行うことが望ましい。

#### 保育所負担金・住宅料・給食費の徴収業務

静内地区においてこれらの徴収業務は、税外収納係で行っているが、三石地区では収納係で行っていることから、税等を優先しており、優先されない徴収金の圧縮が進んでいない状況にあるので、三石地区の保育所負担金等も静内庁舎税外収納係が受け持つこと（両地区の一元化）を検討する。

ただし、行政区域の拡大による体制強化、協力体制が必要となる。

#### その他の徴収金

給付と負担の関係から、基本的に従来どおり各担当課で受け持つこととするが、高額滞納者もしくは悪質滞納者に該当する者は、可能は範囲で税外収納係と共同で徴収することも検討する。

### 3.高額滞納・悪質滞納に対する措置

法的措置の実施に係る問題点は、一部の部署を除き、民事訴訟による強制徴収に關しての専門知識の不足や業務の多忙を理由に挙げており、現状のままの体制では難しく、専門的に対応するセクション（部門）が必要である。

滞納者の氏名の公表などの措置についても、関係課での積極的な意見が多く、行政とて毅然とした強い措置方針が必要である。

全庁的な組織を立ち上げ、条例化し住民に周知することで、かなりの波及効果があるもの考えられる。

## 財政計画

各個別計画を集約し、影響額を反映した推計値を財政計画として取りまとめし、計画年度は、3～5年程度としローリングできるように作成する。基本となるのは、建設計画の財政推計であり、その実施計画としての位置づけとする。

### 計画策定の目的

- 本町財政の破綻を回避するための行動計画として位置づけ
- 厳しい財政状況と財政の健全化対策の必要性に対する認識の共有化
- 「歳入に見合った歳出構造」への転換を図り安定的で強固な財政基盤の確立

### 計画期間及び会計単位

- 計画期間  
平成19年度から平成24年度までの6年間

### □ 会計単位

普通会計

### 基本的な考え方

- 現行行政サービス水準の見直しと受益者負担の原則を見直し、持続可能な行政システムを構築
- 公債費負担適正化計画の実行により、地方債現在高が累積しない財政構造の確立
- 行政評価システムにより、施策の選択と重点化を実施し、歳入規模に合わせた適正な財政規模の構築
- 経済情勢や国の制度改正等による変動にあわせた見直しの実施

### 財政の現状

- 歳入 ~ 町税収入の伸び悩み、国の三位一体改革による国庫補助・負担金の一般財源化、地方交付税の削減
- 歳出 ~ 社会基盤整備のために発行された地方債の償還額のピーク、人件費・扶助費・補助金等の経常経費の増加
- 平成19年度一般会計予算編成の対応策  
歳入 ~ 一部使用料・手数料の見直し、基金繰入、基金の繰替え運用  
歳出 ~ 職員給与の削減、補助金交付金の削減、一部事務事業の休廃止

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
現状歳入合計	15,320,360	12,608,094	12,647,723	12,618,492	12,610,499	12,602,739
現状歳出合計	15,320,360	13,566,622	13,404,179	13,361,242	13,169,200	13,167,028
差引合計	0	958,528	756,456	742,750	558,701	564,289
累積赤字	0	958,528	1,714,984	2,457,734	3,016,435	3,580,724

### 推計の考え方

- 原則として、現行制度に変更がないものとして推計
- 平成19年度の当初予算をベースに、更なる財政健全化を図るとともに、平成18年度の決算見込額を考慮して推計

## 歳入の推計

- 町税
    - ・固定資産税以外は、平成19年度と同額推計
    - ・固定資産税は、減価償却分を毎年減少で推計
    - ・収納対策の強化による徴収率の向上を勘案
  - 地方譲与税等（地方譲与税、地方特例交付税、交通安全対策特別交付金）
    - ・平成19年度の数値と同額推計
  - 利子割交付金等（利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金）
    - ・平成19年度の数値と同額推計
  - 地方交付税
    - 普通交付税
      - ・平成19年度の数値と同額推計
    - 特別交付税
      - ・平成20年度までは市町村合併による支援分を見込み、平成18年度の決定額と地方財政計画を基に積算し、以降は同額で推計
  - 国庫支出金（国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む）
    - ・投資的経費以外の財源分については、平成19年度の数値と同額推計
  - 道支出金
    - ・投資的経費以外の財源分については、平成19年度の数値と同額推計
  - 繰入金
    - ・特定目的基金のうち、投資的経費以外に充当する奨学基金、減債基金等それぞれのルールに基づき推計
  - その他の収入（分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰越金、諸収入）
    - ・受益者負担の原則に基づき、負担の公平や適正な負担を図るため、個別計画に基づき推計
  - 地方債
    - ・公債費負担適正化計画を基に推計
    - ・臨時財政対策債については、今後も継続予定で推計
- ## 歳出の推計
- 人件費
    - ・職員給与（特別職を含む）については、人件費適正化計画に基づき推計
    - ・平成19年度の給与費臨時削減措置については平成23年度まで実施し、平成24年度はその額の1/2カットすることで推計
    - ・町議会議員報酬は、平成19年度と同額で推計
    - ・嘱託職員報酬等については、平成20年度から一般事務職員を全廃とする仮定で推計
  - 物件費
    - ・各種事業の休廃止を含め、施設等の管理経費を平成19年度一般財源額の27%減、その他のソフト事業で20%減として推計
  - 維持補修費
    - ・施設の休廃止を含め、平成19年度の額の20%減として推計
  - 扶助費
    - ・平成19年度と同額で推計

- 補助費等
  - ・企業会計等の補助金は、繰出基準に基づき推計
  - ・各種団体等の補助金は、平成20～23年度まで平成19年度の額の40%減とし、平成24年度は収支状況を勘案して30%減として推計
- 公債費
  - ・公債費負担適正化計画に示されたもので推計(平成19年度に政府資金の一部を繰上償還することが認められることから、その影響額を見込む)
- 積立金
  - ・過去の実績や推移を踏まえ推計した額に平成18・19年度に限りまちづくり基金に係る積立金を加算して推計
- 投資及び出資金・貸付金
  - ・平成19年度と同額で推計
- 繰出金
  - ・繰出基準のあるものは繰出基準を基に積算し、それ以外のものは、平成19年度と同額で推計(公債費負担分は償還額)
  - ・繰替運用の償還分を推計
- 投資的経費
  - ・全ての建設事業の見直しを行い、地方債現在高を縮減するため、公債費負担適正化計画で示した起債発行額を基に事業費を10億円と仮定して推計

#### 健全化を踏まえた財政計画

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
現状歳入合計	15,320,360	12,608,094	12,647,723	12,618,492	12,610,499	12,602,739
健全化影響額	451,947	64,926	73,861	82,797	84,297	85,775
健全化後歳入合計	14,868,413	12,673,020	12,721,584	12,701,289	12,694,796	12,688,514
現状歳出合計	15,320,360	13,566,622	13,404,179	13,361,242	13,169,200	13,167,028
健全化影響額	40,851	697,824	489,478	472,951	465,586	493,713
健全化後歳出合計	15,279,509	12,868,798	12,914,701	12,888,291	12,703,614	12,673,315
収支差引	411,096	195,778	193,117	187,002	8,818	15,199
基金繰入等	411,096	0	0	0	0	0
再収支差引	0	195,778	193,117	187,002	8,818	15,199
翌年度繰上充用金	0	195,778	193,117	187,002	8,818	0

(平成19年度は、決算見込みで推計しました)